

四日市市告示第 488 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の市道の路線の供用を開始する。

なお、その関係図面は、四日市市都市整備部道路管理課において、公示の日から3週間一般の縦覧に供する。

令和8年8月7日

四日市市長 森 智広

都市整備部 道路管理課

(供用開始)

(都市整備部道路管理課)

整 理 番 号	路線名	起 点	幅員 (m)	延長 (m)
		終 点		
1	日永西127号線	日永西五丁目546-3	6.0	29.3
		日永西五丁目544-5		
2	西阿倉川29号線	大字西阿倉川字北山1738-8	5.7～5.9	12.8
		大字西阿倉川字北山1738-2		